ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務委託

プロポーザル実施要領

# １ 目的

　この要領は、ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務について、当該業務の内容に最も適した業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

# ２ 業務名

# ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務委託

# ３ 業務内容

地域の資産と魅力を再編集し、統合的かつ効果的に情報発信を行い、そのプロセスのなか

で、小美玉市（以下「市」という。）への興味関心を高めながら移住・定住推進や交流人口、

関係人口の増加、ひいてはシビックプライドの醸成を図るため、以下の点に留意したプロ

モーション及びイベントの企画を行う。

（１）実施内容

①市民や市に関わる人たちのシビックプライド醸成と、私生活・仕事に対する意識

改革のための企画の開催。

②移住定住や交流人口、関係人口の増加に向けたプロモーション活動及びイベント

の開催。

③本要領書第３の（１）②に定める対象に向けたメディアやプラットフォーム等を

活用した効果的な情報の発信。

（２）その他の事項について

1. 本業務委託には本事業の報告書の作成を含む。
2. 具体的な内容については、受託者より提出された企画提案書をふまえ、市と受

託者が協議の上決定するものとする。

1. イベントの開催場所については、市内を基本とし、市内公共施設の確保、設定等

は市が行い、その他の場合の会場の確保、設定等は受託業者が行うこと。

# ４．履行期間

契約締結日から令和４年３月末日まで

# ５．提案（見積）限度額

７５０万円（消費税含む）。なお、左記の限度額は本事業の予算限度額であり、これを超える提案に関しては認めないものとする。

# ６ プロポーザル参加申込に伴う提出書類、申込先、申込方法

（１）公募に関する要領の交付

　　　　①交付期間：令和３年４月１９日（月）から令和３年４月３０日（金）（土曜日、

日曜日、祝日を除く）の午前９時から午後５時まで（正午から午後

１時までの間を除く）

　　　　　②交 付 先：小美玉市企画財政部企画調整課

　　　　　③交付方法：市ウェブサイトからダウンロードする。

　（２）提出書類

　　　　　プロポーザル参加申込書（様式第１号）　　　１部

　（３）申込先

　　　　　小美玉市企画財政部企画調整課

　（４）申込方法

　　　　　①申込期限：令和３年４月３０日（金）午後５時必着。

　　　　　②提出方法：持参又は郵送に限る。

　　　　　③受理通知：期限内受理に限り、提出者に対してメールにて通知する。

　（５）参加資格

　　　　　次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

　　　　　　①小美玉市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

　　　　　　　プロポーザル参加申込時点において、小美玉市競争入札参加資格を持たない者については、提案書に加え「令和３年度入札参加資格審査申請提出要綱」に従い、「物品調達等入札参加資格審査申請書（市指定様式）」のほか、「提出書類一覧表（物品購入・役務提供等）」に掲げる書類を提出すること。

　　　　　　②次のいずれかに該当しない者

　　　　　　　・契約を締結する能力を有しない者及び破産者で申請の前日まで復権を得な

い者。

　　　　　　　・市の入札または契約に関し、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。

以下「令」という。）第１６７条の４第２項（令第１６７条の１１第１項に

おいて準用する場合を含む。）の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、

当該事実の後２年を経過しない者。

　　　　　　　・審査基準日現在で、営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録を受

けていない者。

　　　　　　　・銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者

　　　　　　　・入札参加資格審査に係る申請書等において重要な事項について虚偽の記載

をし、又は重要な事実について記載しなかった者。

　　　　　　　・納付すべき税（市町村税、県税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場

合）、消費税及び地方消費税）を滞納している者。

・協業組合又は事業共同組合にあっては、入札に参加しようとする業種につ

いて組合の定款に共同受注の定めがないもの。

・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有

する者。

　　　　　　　・宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。

# ７ 提案書の内容及び様式、提出方法、提出期限及び提出先

　（１）企画提案審査に伴う提出書類

　　　　・提案書（様式第６号）　　　　　　　　　　　　８部（正1部、副７部）

　　　　・業務見積書（様式第８号）　　　　　　　　　　１部

　（２）提案書の内容および様式

本要領第３の規定を十分に考慮し、事業実施の内容及びその方法について、可能

な限り具体的な内容を記載すること。なお、提案書に添付する書類についての様

式は問わない。

　（３）提出期限及び提出先

　　　　①提出期限：令和３年５月１４日（金）午後５時必着。

　　　　②提 出 先：申込先に同じ。

　　　　③提出方法：持参又は郵送に限る。

　　　　④受理通知：期限内受理に限り、提出者に対しメールにて通知。

（４）記入上の注意事項

　　　提案書については、以下の点に留意した上で作成すること。

　　　①事業計画案

　　　　本要領第３の業務内容に記載した事項を踏まえ、事業実施の内容及びその方法に

ついて可能な限り具体的な内容を記載すること。

　　　②実施体制

　　　　実施に伴う作業スケジュールや実施体制について、業務区分ごとに可能な限り明

確な設定および記載をすること。

③ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務委託に係る費用見積額

企画提案内容に沿って、積算基礎が明確な経費見積額（消費税等を含む）を記載

すること。

　　　④ページ数等

　　　　提案書に添付する書類については、Ａ４版片面印刷、表紙と目次を除き10ページ

以内、カラー印刷とすること。

　　　⑤提案書に添付する書類には社名を一切記載しないで提出すること。

（５）その他

　　　　①提案書は１社１提案までとする。

②提案書を受理した後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、市が補正等

を求める場合はこの限りではない。

③提案書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合、プロポーザル参加辞退届

（様式第２号）を提出すること。

# ８ 審査方法、項目及び審査基準

（１）審査方法

①本実施要領第８（２）の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優

秀提案者を選定する。但し、最高点の者が複数名でた場合は、提案金額が安価な

者を最優秀提案者に選定し、提案金額も同一であった場合には、審査委員会の合

議によってこれを決定するものとする。

②特別の理由がない場合は最優秀提案者に優先交渉権を付与し、契約交渉を行うも

のとする。

（２）審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 審査項目 | 審査観点 |
| １ | 事業内容の趣旨の理解  （移住・定住促進） | ・市の移住・定住の現状及び本事業の趣旨をよく理解し、有効的な事業の提案がなされているか。 |
| ２ | 事業内容の趣旨の理解  （シビックプライド醸成） | ・市のヒト・モノ・地域の現状及び本事業の趣旨をよく理解し、市民や関係人口のシビックプライド醸成に繋がる効果的な事業の提案がなされているか。 |
| ３ | 事業内容の趣旨の理解  （シティプロモーション） | ・市のシティプロモーションの現状及び本事業の趣旨をよく理解し、地域参画総量（推奨意欲・参加意欲・感謝意欲）の向上に取り組む事業の提案がなされているか。 |
| ４ | 提案事業の独自性 | ・本要領の留意点をおさえた上で、独自性のある創意工夫のなされた提案がなされているか。 |
| ５ | 事業の波及効果と持続性 | ・SNSやメディア等を介した波及効果が期待できるような仕組みが提案されているか。 ・事業を通したプロモーションを通じて、期間後も継続性があり、また自走できる提案がなされているか。 |
| ６ | 事業の実施スケジュール | ・事業を円滑に進める上で、無理のない実効性のある実施スケジュールが提案されているか。 |
| ７ | 事業実績 | ・過去に同種又は類似業務を実施した実績が認められるか。 |
| ８ | 事業実施体制 | ・業務実施体制について、現実的かつ明確な記述がなされ、また企画提案を円滑に進める上で必要な技術や経験等を持つ人材を確保できているか。 ・市に過度な業務負担を与える提案となってはいないか。 |
| ９ | 事業コスト | ・「ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務」を実施する場合に掛かる必要経費の内容は妥当なものであるか。 |

（３）プレゼンテーションの実施

　　　　事前に送付された提案書類に基づき、プレゼンテーションを以下のとおり実施する。

①開催日時・場所

日時：令和3年5月18日（火）

参加者ごとの参集時間については、別途個別に通知する。

場所：小美玉市役所　２階　政策会議室

②提案内容の説明

参加者の企画提案内容のプレゼンテーション：20分以内

審査委員による質疑応答：10分程度③出席者

③出席者

３名以内（ただし、事業実施における責任者は必ず出席すること）

④その他

企画提案の際に、プロジェクターを使用する場合、パソコンは参加者が用意する

こと。スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。

（使用プロジェクター：EPSON LCD PROJECTOR EB-W12）

都合により、プレゼンテーション実施日程等の変更を行う場合がある。

　（４）審査結果

　　　　後日、速やかに企画提案参加者全員に文書等により通知する。

# ９ 実施スケジュール

実施スケジュールは、以下のとおりとする。但し、各項目の日程については、選定委員の都合等に合わせて適宜調整できるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　程 | 項　目 |
| 令和3年4月19日（月） | 公告 |
| 令和3年4月30日（金） | 説明書交付及び参加申込書提出期限 |
| 令和3年5月14日（金） | 提案書提出期限 |
| 令和3年5月18日（火）～5月20日（木） | 提案審査及び審査結果通知 |
| 令和3年5月21日（金）～5月25日（火） | 最優秀提案者と契約交渉 |

# １０ 質問等の受付

（１）本業務及び要領に関する質問については、令和3年5月11日（火）午後5時まで、

担当部局にて文書及びメールにより受け付ける。

（２）質問をする際は、市指定の質問書（様式第９号）を使用すること。

（３）回答は質問者には個別に文書あるいはメールにより通知するほか、市ホームページ

上にも掲載する。

# １１ 担当部局

　　小美玉市役所企画財政部企画調整課

　　〒319-0192　茨城県小美玉市堅倉８３５

　　ＴＥＬ：0299-48-1111（内線1232）

　　Ｅ-mail：kikaku@city.omitama.lg.jp

# １２ その他留意事項

（１）書類の作成に用いる言語及び通貨：日本語及び日本円

（２）契約書作成の要否：要

（３）提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出され提案

書は返却しないものとする。

（４）本業務の実施にあたって、市と十分な調整を行うこととする。

（５）本事業を円滑に遂行するため、市は受託者に対して、業務の進捗状況についての報

告を必要に応じて求めることができるものとする。

（６）提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効にするとともに、不利益処分を

行うことがある。

（７）提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案内容はテーマ

やデザイン、実施方法などの修正をする場合がある。

また、委託金額については、採用決定後に見積もり合わせにより別途決定するもの

とする。

（８）この要領に定める事項についての疑義が発生した場合、またはこの要領に定めのな

い事項については、必要に応じて市と受託者協議の上、別途定めるものとする。

ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者は市の指示に従う事とする。

（９）本業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべてにおいて市に帰属す

る。また、受託者は著作者人格権を行使しないこととする。